



このたび、経済産業大臣及び公正取引委員会委員長より「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」（20190522 中第3号、公取第44号）が示されており、適切な対応をお願いする。

## 2 水道料金に係る消費税の経過措置について

令和元年10月1日前から継続的に行っている水道水の供給については、同日以降初めて水道料金の支払を受ける権利が確定する場合について、所要の経過措置が設けられており、当該料金の一部については従前の税率（8%）によることとされている。（別紙参照）

## 3 その他

### （1）水道料金等の改定等について

消費税は、消費一般に負担を求めるもので消費者がその最終的な負担者となることが予定されている間接税であることから、水道料金、水道用水供給事業料金についても円滑かつ適正な転嫁が行われることが必要である。

このため、各水道事業者等においては、消費税率の引上げ等が実施される令和元年10月1日から水道料金の改定を円滑かつ適正に実施できるよう、速やかに条例改正等の所要の手続きを進めるようお願いする。

また、供給規程の変更にあたっては、水道事業者が地方公共団体である場合は水道法第14条第5項の規定に基づき、その旨を届け出る必要がある。また、水道事業者が地方公共団体以外の者である場合は、供給規程の変更にあたって水道法第14条第6項の規定に基づき、認可を受ける必要がある。

### （2）地方公共団体における軽減税率制度への対応について

令和元年10月1日に実施される消費税率の引上げにあたっては、軽減税率制度が導入される。軽減税率制度は地方公共団体における取引においても対象となるものであり、導入に当たっては「地方公共団体における消費税率（国・地方）の引上げに伴う対応等について」（平成31年4月17日付け総財公第52号・総財務第55号総務省自治財政局公営企業課長・財務調査課長通知）を踏まえ、適切な対応をお願いする。

## 水道料金に係る消費税の経過措置について

令和元年10月1日以降初めて水道料金の支払を受ける権利が確定する場合について、所要の経過措置が設けられており、当該料金の一部については従前の税率（8%）によることとなる。

本件について、基本的な考え方は以下の通りであるが、詳細については下記国税庁資料を参照いただきたい。

## 例1

前回確定日が9月15日、次回確定日が10月15日、10月15日確定料金が1,000円の場合、10月15日確定料金の1,000円に課せられる消費税率は8%となる。

## 例2

前回確定日が9月15日、次回確定日が11月15日、11月15日確定料金が3,000円の場合、次の通りとなる。

3,000円を9月16日から11月15日までの月数2月（9月16日から10月15日までが1月、10月16日から11月15日までが1月の合計2月）で除し、9月16日から10月31日までの月数2月（9月16日から10月15日までが1月、10月16日から10月31日までが1月の合計2月）で乗じて得られる金額  $3,000 \text{円} \div 2 \text{月} \times 2 \text{月} = 3,000 \text{円}$  に課せられる消費税率は8%となる。

## 例3

前回確定日が9月15日、次回確定日が11月16日、11月16日確定料金が3,000円の場合、次の通りとなる。

3,000円を9月16日から11月16日までの月数3月（9月16日から10月15日までが1月、10月16日から11月15日までが1月、11月16日が1月の合計3月）で除し、9月16日から10月31日までの月数2月（9月16日から10月15日までが1月、10月16日から10月31日までが1月の合計2月）で乗じて得られる金額  $3,000 \text{円} \div 3 \text{月} \times 2 \text{月} = 2,000 \text{円}$  に課せられる消費税率は8%となる。

※月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とする。

## 【国税庁作成資料】

- ・平成31年（2019年）10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A【基本的な考え方編】（P11）
- ・平成31年（2019年）10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A【具体的事例編】（P13）